

以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けています

1 案件の名称

足立区いじめ防止基本方針の改定(案)

2 公表資料

【施策等の案】

- ・足立区いじめ防止基本方針(改定案)
- ・改定案の概要

【関連する資料】

- ・足立区いじめ等特別調査委員会答申を踏まえた措置要求、教育委員会の措置について、調査結果を踏まえた再発防止方針

3 公表方法及び公表場所

- (1) 区のホームページへの掲載
- (2) 教育指導部教育指導課(区役所本庁舎南館5階)での閲覧及び配布
- (3) 区民事務所、中央図書館、区政情報課(区役所本庁舎中央館2階)、政策経営課(区役所本庁舎南館9階)での配布



※ 関連する資料の「足立区いじめ等特別調査委員会答申を踏まえた措置要求、教育委員会の措置について、調査結果を踏まえた再発防止方針」は、原則として区のホームページでご覧いただくか、教育指導部教育指導課での閲覧のみになります。詳しくはお問合せください。

4 意見の募集方法

(1) 意見の募集期間

令和8年9月1日(火)～令和8年9月30日(水)

(2) 意見を提出できる人

- ア 本区に居住、勤務又は在学する方
- イ 本区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
- ウ 施策等の案に直接的な利害関係を有する方

(3) 意見の提出方法

以下のア～エのいずれかの方法により下記「お問合せ先」までご提出ください。いただいたご意見は「全文(足立区が文字起こししたもの)」を公表させていただきます。

- ア 窓口への持参(庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時までに意見書等をご持参ください)
- イ 郵送(募集期間末日までの消印のものを有効とします)
- ウ ファクシミリ
- エ 意見受付フォーム(オンライン申請システム)への入力
➡この案件に関する区ホームページの「意見受付フォーム」ボタンからリンク

※ 「全文」の公表を希望されない方は、ご意見の最初に「全文公表希望なし」のように追加記入いただくなどの方法によりお申し出ください。この場合は、ご意見の「全文」ではなく「概要」のみ公表させていただきます。

※ 上記によらず、個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を害するおそれがある情報などの場合はご意見の全部又は一部を削除させていただくことがあります。

(4) 意見の提出様式

- ・ 様式の指定はありません（様式自由）。
- ・ 「(2) 意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所及び氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。
- ・ 題名に“パブリックコメント「足立区いじめ防止基本方針改定（案）の意見」”とご記入ください。

※ 意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

5 意見募集の趣旨

区立小中学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応と、いじめ等重大事態や自死案件が発生した際の、学校、教育委員会、区の対応方針を定める指針です。

令和3年度に発生した中学生の自死案件を調査した「足立区いじめ等特別調査委員会」（区長部局）の答申を踏まえ、再発防止の視点から、現行の指針に、学校における不適切指導の改善や、いじめの早期発見の体制整備に繋がる具体的な取り組みを追記するものです。

指針の改定に当たり、内容の客観性や公正さを確保するため、第三者である皆様のご意見をお伺いしたく、本計画（素案）への意見を募集します。

6 意見の全文、概要及び区の考え方の公表予定時期

公表予定時期【令和8年12月頃】

- ・ いただいたご意見は、ご意見の「全文」と「概要」、それに対する区の考え方などをとりまとめた上で、担当課窓口にて閲覧及び配布を行うとともに、区のホームページでお知らせする予定です。
- ・ なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）】

足立区教育指導部教育指導課教育指導係

住所：〒120-8510 足立区中央本町1-17-1（区役所本庁舎南館5階）

電話：03(3880)5974 F A X：03(3880)5606

電子メール：kyo-sidou@city.adachi.tokyo.jp

【パブリックコメント制度全般についてのお問合せ先】

足立区政策経営部政策経営課（区役所本庁舎南館9階）

電話：03(3880)5811 F A X：03(3880)5610

電子メール：seisaku@city.adachi.tokyo.jp